

社名変更・住所変更・ファイル移管 手順の流れ

オーソリゼーション・ページ（プロシージャの一部）に記載の申請者、工場、登録者の**社名変更**や**住所変更**のご依頼及び**ファイル移管**のご依頼は、下記の流れで承ります。

※申請者の社名変更では、変更理由が次に該当する場合、**ファイル移管**にて承ります。

- ・会社種類(Co Ltd, Inc, Corp 等)の変更
- ・合併、分社化
- ・他社へのファイル譲渡

プロシージャ サンプル

オーソリゼーション・ページ

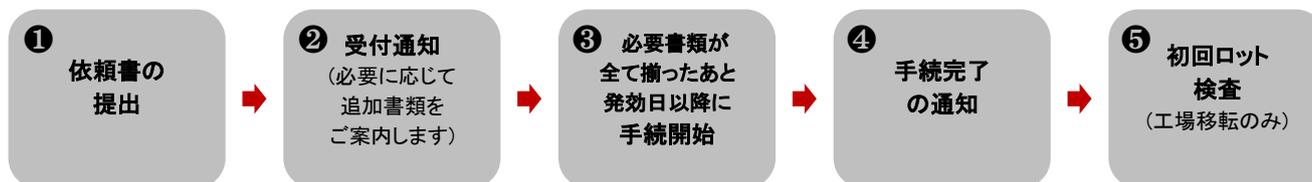
File: 255959 Vol: 1 [Auth. Page] Issued: 2012-01-01

FOLLOW-UP SERVICE PROCEDURE (TYPE B)

AUDIO AND VIDEO EQUIPMENT (AVU, AVU7)

Manufacturer: (工場)	SEE ADDENDUM FOR MANUFACTURER LOCATIONS (3 ページ目以降に記載)
Applicant: (申請者)	555555 (Party Site) UL JAPAN INC 433-226 ASAMA-CHO ISE-SHI MIE 516-0021 JAPAN SECACUCUS NO 07094
Listed/Classified Co.:	555555 (Party Site) SAME AS APPLICANT
(登録者)	

■ 手順の流れ



■ 詳細

- 依頼書**をお客様製品の UL 担当窓口へお送りください。UL 担当窓口はリンク先の**お問い合わせ先一覧**をご覧ください。依頼書のご記入、署名は、変更対象の事業所にご在籍の方(例: UL ファイルの申請者、工場、登録者)にてお願いいたします。

工場社名/住所変更のご注意

 - 当該工場が登録されている全ての申請者のファイルに対して一括変更をご希望の場合は当該工場よりご依頼ください。別途、各申請者に直接手続中であることをご連絡いただきますようお願いいたします。
 - 中国/香港/台湾/韓国工場の社名・住所変更の場合、現地 UL オフィスへ転送し対応されます。
 - 状況により「工場差替え」となる場合がございます。変更依頼内容を拝見後、必要に応じ、追加書類提出のお願いや申請者へ連絡させていただくことがありますことをご了承ください。
- UL 担当者より手続番号とともに受付連絡のメールをお送りいたします。お手続きに必要な契約書等の追加書類のご提出が必要な場合、併せてご案内いたします。
- 変更手続きに必要な書類及び情報が全てそろいましたら、発効日以降にお手続き(UL システムでの情報更新)を開始いたします。完了までの期間は、通常で手続き開始から約 1~2 週間です。
- 手続き完了後、申込者様へお手続き完了のお知らせメールをお送りいたします。更新されたオーソリゼーションページは「myUL」から入手ください。「myUL」のご利用にはアカウント登録が必要です。myUL アクセス先: <https://my.ul.com/home>
- 工場移転(引越)の場合**、移転先から出荷される前に初回ロット検査(IPI)が必要です。検査日は工場と UL 検査センターとで日程調整されます。